

議事要旨(5) 税効果会計に係る指針の見直しに関する検討

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計に係る指針の見直しの検討に関する審議を行う旨が説明され、引き続き、淡河専門研究員より審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

【論点 1】連結納税と企業結合における税効果会計の整合性

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 審議事項(5)-2 第 11 項に記載のとおり、合併を行わないことを前提とした利益計画を作成していないことが実務では比較的議論となることが見受けられたが、昨今はそうした議論が少なくなり取扱いを変更するニーズが大きくないのであれば、現行の両基準の取扱いをそのまま残すという事務局提案に賛成である。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 当該論点は、約 3 年前に基準諮問会議からのテーマ提言を受けたものであるが、情報の有用性の観点から実務上大きな課題は聞かれなく、また、両基準とも一定の論拠があることから、現行の取扱いをそのまま残すことを提案している。なお、将来ニーズが変化する可能性もあるため、今後の検討課題とすることを考えている。

【論点 5】未実現損益の消去に係る税効果

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 審議事項(5)-2 第 46 項(1)から(3)に記載されている論拠は見直しに消極的であると考えられるが、これを前提に、米国会計基準における再審議の結論が出た段階で改めて審議するということがよいか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 当該論点の検討においては、IFRS との整合性を図るかどうかに加えて、現行の日本基準と同じ取扱いである米国会計基準の改正の動向も重要であるため、米国会計基準の再審議の結論が出た段階で、日本基準を見直すか否かを最終的に判断するのが適当であると考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本論点の影響は、連結財務諸表に限定され、また、我が国とは税率の異なる海外の子会社と国内の会社との間の取引に限定されると考えられる。したがって、IFRS と整合していないとしても、特段の問題は生じないと考えられる。加えて、米国会計基準再審議における現在の暫定決定では、棚卸資産の未実現損益の消去については

繰延法を維持する方向であるため、現在の取扱いを変更する必要はないと考えられる。

【論点 6】繰延税金資産及び負債の表示

ある委員より、次のコメントがあった。

- 実務において、過去に繰延税金資産を計上してなかった会社が当該資産を計上する際に、流動及び非流動の計上区分を誤ることがある。また、繰延税金資産を流動資産に区分する論拠に疑問な点もある。事務局の提案は、国際的な会計基準との整合性を図りつつ、作成者等の誤謬のリスクを軽減することにもつながることなどから、適切であると考えられる。

以 上